

広島県告示第四百三三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十四年四月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
船舶二隻及び浮栈橋一台
- 二 当該工作物が放置されていた場所  
広島市佐伯区楽々園六丁目一三番地先水域
- 三 当該工作物を除却した日時  
平成二十四年三月十二日 午前九時
- 四 当該工作物の保管を始めた日時  
平成二十四年三月十二日 午前十時三十分
- 五 当該工作物の保管場所  
広島市西区扇二丁目一番地先
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者  
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問合せ先  
広島県西部建設事務所管理課

電話（〇八二）二五〇―八一五〇